

会社名 : ジャパンホームシールド株式会社
代表者名 : 代表取締役社長 斉藤 武司
問合せ先 : 営業統括部 高梨・澤田・成田
TEL:03-5624-1545

各位

地盤サポートシステム規程(品質保証書)の一部改訂について

3月より、地盤サポートシステム規程が一部改訂となります。

改訂の概要

地盤サポートシステムでは、『増改築物件』及び『既存物件と同一敷地内に新規に建設される物件』の地盤に対し物件毎に、品質保証書での特記事項へ免責事由追記による特別対応をさせていただいております。

3月より地盤サポートシステムは、『増改築物件』及び『既存物件と同一敷地内に新規に建設される物件』の地盤についても、一般申込対象といたします。

これに伴い、地盤サポートシステム規程の一部改訂を行いますので、ご確認の程宜しくお願いいたします。

上記により、地盤サポートシステム規程第4条に下記条文を追加いたします。

(免責事由)第4条

当該物件と同一敷地内に、地盤調査開始時点で既に存在する建物(以下「既存建物」といいます。)に生じた損害、又は既存建物、もしくはその地盤に起因する全ての損害

詳細は次頁にてご確認ください。

品質保証書発行時期により特記事項へ記載して品質保証書が発行される場合があります。

本改訂は、JHS 地盤サポートシステムの商品的位置付けを、より明確化したものであり地盤の品質保証の内容等を変更したものではありません。

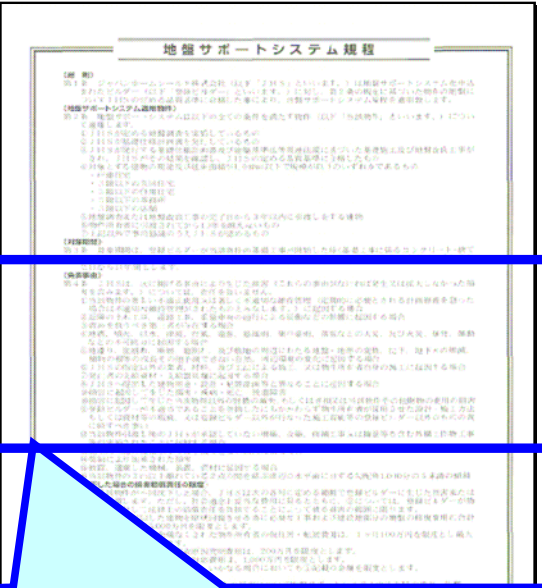
地盤サポートシステム規程（品質保証書） 改訂箇所

改訂前



特記事項
 地盤サポートシステム規程第4条（免責事由）に以下を追加するものとする。
 当該物件と同一敷地内に、地盤調査開始時点で既に存在する建物（以下「既存建物」といいます。）に生じた損害、または既存建物もしくはその地盤に起因する全ての損害

改訂後



（免責事由）第4条 当該物件と同一敷地内に、地盤調査開始時点で既に存在する建物（以下「既存建物」といいます。）に生じた損害、又は既存建物、もしくはその地盤に起因する全ての損害